

衆議院内閣委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 5 月 16 日（金）、第 21 回の委員会が開かれました。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）（参議院送付）
 - ・坂井国務大臣、辻内閣府副大臣、仁木厚生労働副大臣、土田財務大臣政務官、安藤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、共産、有志）
 - ・國場幸之助君外 7 名（自民、立憲、維新、国民、公明、共産、有志）から提出された附帯決議案について、水沼秀幸君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、共産、有志）
（質疑者）栗原渉君（自民）、河西宏一君（公明）、塩川鉄也君（共産）、吉田はるみ君（立憲）、山井和則君（立憲）、下野幸助君（立憲）、伊東信久君（維新）、菊池大二郎君（国民）、上村英明君（れ新）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

栗原渉君（自民）

- （1） 法改正の背景及び目的
- （2） 接待飲食営業全体を規制の対象とした理由及び新たに設ける遵守事項の履行を担保する方策
- （3） ホスト間の売上競争をあおるような広告物を規制する必要性
- （4） 風営適正化法上の立入りと刑事訴訟法上の搜索の違い
- （5） スカウトグループの実態及び取締りの方針
- （6） 匿名・流動型犯罪グループへの対策に関する坂井国務大臣の決意

河西宏一君（公明）

- （1） 悪質ホストクラブが女性客を売春等に追い込む行為が人身取引に当たり、人権侵害であるという指摘に対する坂井国務大臣の見解
- （2） 接待飲食営業を営む者の禁止行為
 - ア 禁止行為については被害者の同意の有無が要件とならないことの確認
 - イ 禁止行為や遵守事項への抵触を立証する方法
- （3） 悪質ホストクラブ問題の根絶に向けて規制の在り方について不断の見直しを行う必要性
- （4） 悪質ホストクラブ問題が生じている社会的背景
- （5） 若者の居場所づくりに取り組む必要性

塩川鉄也君（共産）

- （1） 悪質ホストに関連する警察への相談件数が急増した要因、相談対応の内容及び今後の改善点
- （2） 女性相談支援員の処遇
 - ア 正規職員と非正規職員の割合
 - イ 非正規職員の給与
 - ウ 女性相談支援員の時給と国庫補助基準額との乖離を改善する方策
- （3） 消費生活相談員の処遇

- ア 消費生活センターにおける悪質ホストクラブ問題への対応
- イ 消費生活相談員の雇い止め対策の必要性
- (4) 24時間365日対応が可能なワンストップ支援センターの設置状況及び今後の取組

吉田はるみ君（立憲）

- (1) 悪質ホストクラブ問題に関連して匿名・流動型犯罪グループへ流れている資金の規模
- (2) 接待飲食営業の許可件数及びホストクラブの内数、並びに令和6年における許可の取消件数
- (3) 本法律案により取締りの対象となることが予想されるホストクラブの件数
- (4) 売掛金に関する契約取消しに係る消費者契約法の規定の内容をホストクラブ等の店舗に掲示して周知する必要性
- (5) 買春の犯罪化
 - ア いわゆるパパ活で買春をした男性が現行法に基づき逮捕される可能性
 - イ いわゆるパパ活で逮捕された男性の有無
 - ウ 法務省内での検討状況
 - エ 訪日外国人が我が国で買春をした場合に逮捕される可能性
- (6) 悪質ホストクラブ問題の被害者支援の一環として性感染症に関する健康調査を行う必要性

山井和則君（立憲）

- (1) 我が国が路上買春可能な観光地と化している現状への認識及び取締りの在り方
- (2) 買春に対する法規制の在り方について法務省で検討する必要性
- (3) 買春を取り締まる法律の必要性

下野幸助君（立憲）

- (1) ホストの労働契約
 - ア ホストという職業の位置付け
 - イ ホストクラブと労働契約を結んでいるホスト及び委託契約を結んでいるホストのそれぞれの割合
 - ウ ホストの労働状況についての認識
 - エ ホストの正規雇用化に向けた監督指導の在り方
 - オ ホストクラブにおける労働基準法の遵守状況について調査する必要性
- (2) ホストクラブ及びホストに対する税務調査
 - ア ホストのうち納税をしている者の割合
 - イ 令和6年における所得隠し及び追徴課税の件数
 - ウ 税務調査を適切に行う必要性
- (3) 接待飲食営業に係る遵守事項
 - ア 「客の恋愛感情等につけ込んだ飲食等の要求」の範囲
 - イ 「料金に関する虚偽説明」の範囲
 - ウ 料金の上限金額の設定に係る検討の有無
 - エ 料金の支払方法を現金又はクレジットカードに限定する必要性
- (4) 性風俗店によるスカウトバックの禁止の実効性の確保
 - ア 第三者を介したスカウトに対するスカウトバックも禁止されることの確認
 - イ 禁止規定の対象者に派遣型性風俗営業も含まれるか否かの確認
 - ウ 禁止規定の対象者にアダルトビデオ制作会社を追加する必要性

- (5) 買春の犯罪化
 - ア 買春を取り締まることによる保護法益
 - イ 買春への規制強化を検討する必要性

伊東信久君（維新）

- (1) いわゆる「スカウトバック」の取締りにおける実効性の確保
- (2) 売掛金及び立替金等の蓄積の防止策
 - ア 本法律案において規制対象となる行為の確認
 - イ 実効性のある運用に向けた周知・啓発
- (3) 風俗営業の許可に係る欠格事由の拡大による不合理な運用を防ぐための配慮及び手続的保障
- (4) 悪質な営業マニュアル等に関する調査及び規制の必要性
- (5) 性風俗業に従事する若年層等が更に劣悪な労働環境に置かれる事態を防ぐための対策
- (6) 業務負担が増加する都道府県警察への人的、財政的な支援

菊池大二郎君（国民）

- (1) 悪質ホストクラブにおける被害者の実態や傾向
- (2) 人身取引対策行動計画 2022 における悪質ホストクラブに係る売春事例等の位置付
- (3) 遵守事項に違反することの立証方法及び違反が認められた場合の対応
- (4) いわゆる「スカウトバック」を禁止する背景並びに禁止行為の摘発及び撲滅に向けた今後の対策
- (5) 禁止行為に対する罰則強化の必要性
- (6) ホストクラブ及び利用者に対し実効性のある周知啓発を展開していく必要性

上村英明君（れ新）

- (1) 内閣府によるジェンダー的な視点からの悪質ホストクラブ問題についての状況把握
- (2) ホストやホストクラブの納税状況及び警察と国税庁との連携
- (3) 規制を逃れる新たな手法に対する取組

緒方林太郎君（有志）

- (1) 客を困惑させる「お通し」の内容
- (2) 本法律案の遵守事項に違反する行為が接待飲食営業以外で行われた場合に法規制の対象外として等閑視すべきではないとの指摘に対する政府の見解
- (3) 接待飲食営業を営む者の禁止行為
 - ア 料金の支払い等のために客に対して要求してはならない業務に性風俗関連特殊営業の一部営業形態が含まれない理由
 - イ 客の家族や親族等をソープランド等で勤務させる行為への対応
 - ウ 料金の支払い等をさせる目的の場合には客を威迫して困惑させる行為を禁止している理由
- (4) 一定期間後に見直しを行う必要性についての坂井国務大臣の見解